

**令和 8 年度（令和 7 年度分）
志學館大学自己点検・評価報告書**

令和 8 年 6 月

志學館大学

令和 8 年度(令和 7 年度分)志學館大学自己点検・評価報告書

本学では、学園の「自己点検・評価に関する規程」、学則及び内部質保証のポリシーの下で、「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」を定め、自己点検・評価のPDCA サイクルとロードマップを定義し、年度を単位とする定期的な自己点検・評価を実施している。

この制度は、大学の①中長期経営計画の中の単年度計画の点検、②改革総合支援事業等（以下、「支援事業」という。）に係る点検、及び③認証評価に係る年度点検、これら 3 つの点検評価を統合的に実施することで、自己点検・評価の確実化、効率化を図っている点に特徴がある。具体的には、3 つの点検評価を一つの表に統合し、中長期経営計画を軸にして改革総合支援事業の要求事項を勘案しつつ毎年度途中に中間点検を行うとともに、年度末に年度計画の達成度を評価する。それを認証評価の基準、項目、視点と照合しつつ、大学運営の質の向上を検証してきた。

令和 3 年度（2021 年度）は第 3 期認証評価受審の年であったと同時に、次期中長期経営計画（以下、「第 4 次計画」という。）策定の年でもあったため、当該期間の全体的、包括的なレビューが必要であった。従って、令和 3 年度に作成した自己点検・評価報告（注；令和 2 年度分の評価）では、第 4 次計画を視野に入れた形で整理した方が有意義であると判断し、令和 2 年度の点検・評価を含め、当該期間を通した全体的、包括的レビューの結果を取りまとめた。

令和 4 年度（2022 年度）の自己点検・評価報告（注；令和 3 年度分の評価）にあつては、令和 4 年度が第 4 次計画のスタートの年に当たるため、計画の遂行及び各種取組の開始に際して、それら取組の背景等を把握しやすいように、認証評価項目ごとに、問題点や不十分な点のみを、中長期計画、支援事業に係る点検結果を踏まえつつ記した。

令和 5 年度（2023 年度）自己点検・評価報告（注；令和 4 年度分の評価）では、これを踏襲し、問題なく実施できている箇所は、項目番号とともに省略し、問題点や不十分な点のみを記した。ただし、令和 4 年度を取組により、改善された箇所や進捗が見られた部分は記載し、改善の進捗を把握した。

令和 6 年度（2024 年度）自己点検・評価報告（注；令和 5 年度分の評価）の記載方針は、これらの踏襲を基本とした。ただし、第 4 次計画（6 カ年計画）は、3 年経過時点で上半期の総括的レビューと下半期に向けた計画全体の見直しを行う中間点検の実施を内包しており、令和 6 年度末は上半期 3 年の最終年に当たっていた。従って、報告書の取りまとめ時点（2024 年 6 月）で、この間の学長交代や大学を取り巻く状況の変化等を受け、第 4 次計画下半期に向け、計画の修正等、すでに見えている部分もあることから、当該報告では一部、中間点検を見据え、これらを意識した記載を行った。加えて、同様の理由から、問題なく実施できている箇所であっても、効率的な中間点検のために、必要に応じて、進捗状況を記載した。

令和 7 年度（2025 年度）自己点検・評価報告（注；令和 6 年度分の評価）では、これまで通り、日本高等教育評価機構の第 3 期評価基準を軸に、問題なく実施できている箇所は、項目番号とともに省略し、問題点や不十分な点のみを記載することを基本とした。しかしながら、当該年度は、第 4 次計画（6 カ年計画）の下半期 1 年目に当たっていたため、中間点検の観点から、可能な限り上半期 3 カ年のレビューを意識した取りまとめとなるようにした。従って、問題なく実施できている箇所も記載している所が多い。

以下に示す、令和8年度（2026年度）自己点検・評価報告（注；令和7年度分の評価）では、従前通りに、日本高等教育評価機構の第3期評価基準を基本的な枠組みとし、基準を満たし、おおむね適切に実施できている事項については、項目番号とともに省略し、問題点や不十分な点のみを記載することを基本とした。

一方で、令和7年度（2025年度）から認証評価は第4期に移行しており、学修成果を基軸とした内部質保証の実質性が、これまで以上に重視される評価へと転換している。日本高等教育評価機構も、これに対応する新たな評価システムを既に公表している。

ここでいったん、次期認証評価受審を見据え、日本高等教育評価機構における第4期評価システムについて（同機関での次期受審を前提に）整理しておきたい。

同機構の第4期評価基準は、第3期の枠組みをおおむね維持しつつ、「内部質保証」を前面に出し、その実質性、ステークホルダーの意見活用、学修成果の把握・評価、評価後の改善フォローを強めたものと整理できる。特に「内部質保証」を基準2に移動させ、学修成果の把握・評価を含む教育研究改善の循環が、大学全体として実質的に機能しているかを重視する構成となっている。

こうした状況を踏まえれば、本学においても、次期認証評価受審を見据え、日本高等教育評価機構の第4期評価システムに対応する形で、今回の自己点検・評価を実施することも考えられた。しかしながら、第4期評価システムは令和7年度から運用が開始された段階であり、同基準に基づく評価結果や具体的な運用事例は、現時点では十分に蓄積されていない。また、中央教育審議会答申等を踏まえ、認証評価制度全体については、今後の在り方に関する検討が継続している。

また、本学の自己点検・評価体制及び過年度からの継続性を考慮すれば、令和7年度分の評価について直ちに第4期基準へ全面的に移行するよりも、従前の枠組みに基づき整理したうえで、第4期基準において重視される内部質保証、学修成果の把握・評価、ステークホルダーの意見活用等の観点を意識しながら、今後の改善課題を明確化することが適切であると判断した。

以上を踏まえ、令和8年度（2026年度）自己点検・評価報告においては、従前どおり第3期評価基準に基づいて整理を行う。ただし、次期認証評価受審に向けて、第4期評価システムの趣旨を踏まえた内部質保証体制の実質化、学修成果の把握・評価方法の充実、及び自己点検・評価結果に基づく改善の可視化については、引き続き重点的な検討課題として位置づけることとする。

なお、現在進行中の第4次計画（6カ年計画）は、今回の点検評価の対象年度である令和7年度（2025年度）が、下半期1年目に当たる。先述の通り、当該計画は中間時点における計画（施策等）の見直し・修正を包含しているため、令和6年度中に策定した令和7年度計画及び令和7年度中に策定した令和8年度計画は、取組完了や取組停止等を含め、随所に変更がなされている。本報告では、可能な限りその変更箇所を明示し、第4次計画の中間点検に係る成果報告としても位置づけることとする。

このようにいわゆる「認証評価」に繋がる年度毎の自己点検評価の表面的様態が中長期経営計画の年度進行にリンクしていることは、本学が自らの質保証制度として取り組んでいる、自己点検・評価の確実化、効率化を図るための「3つの点検評価（認証評価に係る点検と中長期経営計画の点検を横並びに整理し、これに年々高度化する社会的要請や変化への対応状況を改革総合支援事業等の要求事項に対する対応の進捗具合を指標として点検する。）」の実施からの自然な帰結でもある。また同様の理由から、1つの施策や取組が本報告書中、複数箇所に記載されている箇所もある。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

①意味・内容の具体性と明確性，②簡潔な文章化，③個性・特色の明示

第4次計画では、全体を統べるスローガンとして、「責任ある大学，信頼される大学」を掲げ、変化に対応しながら、「地域重視」と「コンプライアンスと誠実性」を強く意識した大学運営の姿勢を明確に示した。その中で施策「学生を自立させる風土と方策の構築」を掲げ、広報の各所で謳っており、父母等に対するスピーチでも強調している。明示的に方策といえるほどには至っていないが、各種施策・取組で教職員間に通底している思いであり、社会的・職業的自立に関するキャリア支援体制は整っている（2-2-①）。

キャリア教育政策上の職業的・社会的自立や発達論における自立概念については、全キャリア形成科目群で取り上げている。

HPの多言語化は進んでいなかったが、2024年度冒頭に、近年のAI翻訳技術の進展を踏まえ、日本語ページの一層の充実に注力する事でこれに代える旨、学長方針が示された。これに伴い、「HPの多言語化」は2025年度をもって計画上から削除した。

④ 変化への対応

学校教育法以下、各法令等に適合する学内制度の整備に向け、令和4年度改正大学設置基準（以下、「設置基準（R4）」という。）をはじめ、中教審その他の提言等への対応等、確実に実施している。産業界の意見も聞いている。2023年度末にはDP改正まで行き、学則改正も行った。2025年度は、両学部の新コース開設に伴い、三つのポリシー間の整合性を検証し、一部改正を行った（4-1-②）。

新しいデジタル技術の活用による教育における新たな価値創造を遠景に見つつ、社会的要請に対応し、数理・データサイエンス・AIへの関心・理解・活用能力を持つデジタル人材の育成を目的とした体系的教育の実施を検討するDX推進チームを立ち上げ、2024年度から実装した（3-2-⑤，4-2-②，4-4-③）。2025年度は、当該チームを軸に内外のICT教育の現状把握と同推進に向け、教職員の意識醸成に資する取り組みを継続している（3-2-⑤）。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

① 役員，教職員の理解と支持

第4次経営計画マニュアルを作成し、共有している。これにより、使命・目的及び教育目的を承けて策定された中長期計画の背景や意図について、教職員の共通理解を進める基礎は固めてある。当該マニュアルを用いながら行う第4次計画の実行、点検、評価には各担当部署でほぼ全ての教職員が関与している（6-2-①）。学則改正等についても、ルールに基づき確実に役員等への説明を行っている。

② 学内外への周知

大学案内，HP等を通じて使命・目的及び教育目的の周知を行っているが、使命・目的から各種ポリシーに至るまでの本学の戦略的方向性について、産業界，高校教育界，ステークホルダー等を含む学内外に対して、誠実かつ確実に情報提供し、支持が得られるよう、コンプライアンス重視の広報の整備をさらに進める必要がある。

学校教育法で定められた情報公表等を確実にを行う広報・情報管理体制は未だ十分とは言えない。ただし、これらへの対応を含め設けられていた広報・情報発信管理会議を、2023年4月、募集対策を含め、情報と各種取組の戦略的管理と機動的運用を行う会議体（緊急対策会議）へと学長主導で改組した。さらに2024年度にはミッションは固定したまま恒常的位置づけにして企画戦略会議に発展的に改組した。設置基準（R4）に示された「社会に開かれた質保証」を進める上でも、その礎となる取組と評価できる。

他方、入学希望者に対する情報提供については、法令改正（学校教育法施行規則第172条の2／情報公表項目の追加（2025年4月1日施行））により求められる入学者選抜情報の整理・公表が十分とは言えない。HP等の構成を点検し、APとの関係を含め、より分かりやすい情報発信が課題である。この点については、2-1-①及び6-3 学習成果を基軸とした-①であらためて述べる。

④ 三つのポリシーへの反映

点検評価に基づき改定がなされる「三つのポリシー」に関する運用・管理方法を整理し（規程として扱う運用）、その整合性・有効性の検証・改善の実効性、効率化を高めた。

大学DPを整理、改定し、これに合わせて学部DP及び学科DPの改定を行った。これは次期（第4期）認証評価で重点化される見通しの「自己点検結果に基づく改善の評価と公表」に該当する好例となる。2024年度は両学部新コース開設に伴うCP改正を契機に、また2025年度は保健体育教職課程認定に係るカリキュラム改訂を基点として、三つのポリシーの整合性の検証を確実に実施した（1-2-⑤、3-3-①、3-3-②、5-1-②）。

2-1. 学生の受入れ

① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

多様な背景を持つ学生の受入れへの配慮を進め、APを改定し、2023実施分の入試から地域特待と連動した「離島枠（学校推薦型選抜Ⅱ期地域枠制）」を新設し、確実に実施している。当該選抜の目的や評価する能力、期待する成果・効果及び実施する合理的理由をHPで公表している。

2025年度は、2026年度開設の保健体育教職課程に合わせて心理臨床学科のAP見直しの検討は確実にを行っている（2-1-②）。

1-2-②で述べたように、学教法施行規則改正を踏まえた、入学者の選抜に関する情報公表には、なお改善の余地がある。HPでは、AP及び入試結果等を体系的に整理し、受験生等が容易に確認できる状態にしておく必要がある（1-2-②、6-3-①）。

支援事業での学力の三要素の重視等に鑑み、APの継続的検討と志學館大学アセスメントポリシーを踏まえた現行APの有効性の検証が今後も継続的に必要である。

② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

（学力を多面的・総合的に評価する選抜制度の検証・改良）

学力を多面的・総合的に評価する選抜制度の検証・改良に向け、募集制度の継続的点検と整備を進めている。入試問題の作成は、原則として大学自らが行っているが、新たな入試区分（総合型選抜基礎学力方式）の導入に伴い、当該方式で用いる基礎学力確認問題については、外部業者に作成を依頼し、複数納品された問題案の中から、本学がAP及び選抜趣旨との整合性、難易度、出題内容の適切性等を確認した上で選定する方式とした。これにより、問題作成に係る客観性及び安定性を確保しつつ、最終的に使用する問題については、本学が責任をもって確認・選定している。

引き続き、新しい入試制度（募集枠の新設）にあわせてAPとの整合性の検証は確実にを行っている。教職課程（保健体育）開設に合わせて心臨のAP見直しの検討を行った（2-1-①）。

APに従った要素評価配点の継続的検証と改善は確実にしており、入試実施要領の点検整備も行っている（2-1-①）。

2026 年度入試（2025 年度に実施した入試）では、学力の多面的・総合的評価を進める観点から、総合型選抜に基礎学力方式、総合型選抜及び学校推薦型選抜（一般）に併願制をそれぞれ導入し、「年度内入試」を強化した（2-1-①、2-1-③）。

作問制度の継続的検証と改善のために、本問題と予備問題との間に難易度の差が出ないように制度を改善した（2-1-①）。

支援事業で、一般選抜において、2 科目以上の出題科目による学力検査及び調査書に加え、小論文や志願者本人が提出する資料等を活用し、学力の 3 要素を、多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施し、各資料等の評価方法について募集要項等に明記しているかが問われていた。2023 年度に実施する入試から、一般選抜後期で、2 科目以上の学力検査、調査書、文理を問わない総合問題を課し、学力の 3 要素を多面的・総合的に評価している。各資料の評価方法は募集要項に明記している。

また、一般選抜で「思考力・判断力・表現力等」を評価するために、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題し、募集要項等に明記しているかが問われていた。いずれも満たす一般選抜を行っている。

支援事業で、学生の資質を多面的・総合的に評価し、入学後の多様な学生の能力を伸長するための取組と連携（評価と連動させた初年次教育やセミナーなど）を行っているかが問われていた。いずれの要件も満たす取組を実施している。

支援事業で、数理・データサイエンス・AI を応用できる力を判定するため、文理を問わず「数学」又は「情報」の試験問題を出題することや資格・検定試験等を活用すること、いずれかの必須化が求められていた。2025 年度に実施する入試で、「数学」又は「情報」を必須とする共通テスト D 方式を導入した。

支援事業で、英語の総合的な英語力（4 技能（読む、書く、聞く、話す））の評価を行うことが求められていた。2 種類の英語外部試験利用型入試を導入している。1 つは一般前期に「英語民間試験利用型（特待選抜）」を設け、文科省例示試験の「B1」基準で「見なし満点」とする制度で、いま 1 つは、共通テスト利用型選抜で、外部試験の成績に応じて得点を加算する方式（具体的加算内訳は 2023 年度中に HP 公表済み）のものである。導入した「資格・検定試験」が 4 技能に対応しているかは確実に確認している。

支援事業で、多様な背景を持った学生の受入れに配慮した選抜（地域枠、離島枠等）を行うとともに、当該選抜の目的、評価する能力、期待する成果・効果及び実施する合理的な理由を公表することが求められていた。2023 年度に実施する入試から、学校推薦型選抜Ⅱ期〔地域枠制〕を導入している。選抜方法及び出願時期は、共通テスト A 方式と同じだが、調査書と推薦書も求める。その目的や実施に係る合理的理由等は、HP で公表している。

支援事業で、入学者選抜の妥当性の検証が求められている。従前 IR 分析及び同報告書「DP 達成度と入試区分分析」で行ってきたが、この検証過程に、外部有識者の知見を活用するため、2023 年度から高等学校関係者への聞き取り web 調査を導入し、継続している。調査結果は運営会議で審議している。

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（鹿児島県の高等教育機関の動向等に対応した募集戦略・企画の構築）

（誠実・迅速かつ責任ある広報の整備）

前年度に引き続き、2025 年度も高等学校への訪問説明は専ら入試広報課員により実施し、教員による単独訪問も当面は中止とした。また、進学ガイダンス時にも積極的に広報を行った。広報強化地域の拡大に関しては、沖縄での進学ガイダンスに対面参加するとともに、委

託業者による高校訪問や専用チラシの作成・配布を行った。さらに、従来は不参加であった沖縄での進学ガイダンスについて、オンライン参加が可能となるよう業者と折衝した（2-1-②）。

高校生及び父母等対象の個別相談会（受験相談会）を3月から9月まで7月を除き毎月実施した。さらに2月末～3月上旬の4日間、一般選抜合格者対象の個別相談会も実施した（2-1-②）。

大学説明会の改善に向け、2025年度は奄美会場での説明会実施を再開するとともに、説明事項の中に昨年度の入試概要を入れるように改めた（2-1-②）。

ステークホルダーからの理解・協力促進に向け、オープンキャンパス（以下、OCという。）時に「父母等対象ガイダンス」を開催し、本学の教育内容や学生支援体制（奨学金制度等）を説明した（2-1-②）。

OCの更なる充実化として、スケジュール内に入試概要説明の時間を設けた。また3月実施の「課題探求・研究発表大会」当日午前にプレOCを開催した（2-1-②）

編入学促進に向け、2025年度は鹿女短及び県立短期大学での説明会は実施しなかったが、鹿女短との協議を継続しながら、ニーズに即した手法（情報提供の効率化等）を検討事項とした。

特待生制度と連動しないスポーツ総合選抜制度は、受験者のほとんどが特待を申請しており、スポーツ実績のない受験者に該当がなかったため、2024年度をもって本取組は廃止としている（2-1-②）。

募集・広報活動での後援会と入試広報課との連携は引き続き行われず、今後の進展も期待し難いため、2024年度をもって廃止としている（2-1-②）。

新学長体制下では、企画戦略会議を中心に、「魅力の再発信」を軸とした各種施策を矢継ぎ早に展開してきた。2025年度は、新たな教職課程（心理臨床学科に保健体育教職課程を置き、2026年度入学生から適用）の設置を実現した。確実な学生確保への寄与が期待される（2-1-②）。

研究科については、大学院説明会において入試広報課との連携を図り、大学院紹介リーフレットを大学パンフレット作成の一環で作成した。学部との連動体制整備が完了したため、大学院広報の独立的取組としては完了とした（2-1-②）。

（高大連携活動の推進）

募集を見据えた、持続可能な高大連携の強化に向け、主要連携14高校との意見交換会を年2回、確実に実施している。高校の「総合的な探究の時間」での連携協力の推進や講師派遣（リクエストゼミ）の依頼にも継続的に対応している。大学主催の「課題探求・研究発表大会2026」については、OCと併せて実施し参加者の増加を図る等の工夫を行い、第2回意見交換会で活発な意見交換を行った。今後の広報の在り方は引き続き検討する（2-1-②）。

包括的連携協定については、離島地域との連携強化として、沖永良部高校・喜界高校との包括的連携協定を踏まえ、沖縄県の高校との連携強化を模索している（2-1-②）。

志學館中高等部からの入学促進と連携強化については、機会を捉えて入学促進等の働きかけを行っており、教育プログラムレベル（保健体育分野）での連携は強化されつつある（2-1-②）。

高大連携を軸とした指定校制度の再構築については、2022年度に指定校枠の随時変更を決めて以降、改善を要する課題は顕現化していないため、本取組は終了とした（2-1-②）。

支援事業で、高等学校教育と大学教育の連携強化に向けて、大きく4つの取組（①大学等における学修を高校生が経験する取組（合同授業の実施等）の実施、②高等学校又は教育委員会との年2回以上の定期的な意見交換体制の構築、③高等学校と大学等との合同研修の実施、④高等学校と連携した入学前教育の実施）の実施が求められている。いずれも確実に実施しており、継続的实施に向けた体制整備もできている。④の入学前教育については、2025年度に入学前課題対象生徒の在籍高校への協力依頼文書送付により、連携体制を強化した。

（法学部学科分属制度の整備）

分属制度は機能している。2025年度の分属では、法ビジネス学科の所属希望者が過去最高となり、定員未達の改善に一定の見通しが得られた。今後も継続して検証する。

（定員管理の確実化）

2023年度に行った、選択と集中による募集・広報体制の抜本的な見直しが功を奏し、及びその後の各種施策の継続的展開により、入学者数は堅調に推移している。学部の収容定員充足率は、2026年5月1日現在で108.5%となった。今後もステークホルダーとの連携を含め、教職協働体制で入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に努める。

定員管理は、学長、入試広報課長（アドミッション・オフィサー）、学長補佐（入試広報担当）及び局長を中心に検討・立案がなされ、入試広報課長が入試管理委員会で提案し、協議する体制で対応している。予測計算手法に関する体系的なSD研修等の実施は、引き続き課題である。

研究科では、2023年度から入学定員を13名としている。研究科の収容定員充足率119.2%（2026年5月1日現在）である。入試問題の検討については未着手だが、新入学者に対する国家試験過去問を踏まえた入学前課題の試行は継続している。面接試験採点基準やフォーマットの精度向上・検証は今後の課題である。

2-2. 学修支援

① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

（高大接続による入学前学習指導・教育の整備）

高大接続による入学前学習指導・教育の整備のために、「入学前講義視聴課題」の検討・改善を進めた。コース再編等に伴う内容変更は、準備期間の関係で一部にとどまった。2027年度に向けて全面改定の方で検討を進めている。

主要連携14高校との意見交換会（年2回）を確実に実施し、「探究の時間」コンクール実施を含め、意見交換を行った。入学前課題対象生徒の在籍高校へ協力依頼文書を送付し、入学前学修連携の継続及び充実に向けた体制を強化した。

支援事業（教育の質）で、学部等の入学予定者に対して入学前に取り組むべき課題等の提示が求められている。対象者全員に提示している。

（導入教育の改善）

「学問へのステップ」の検証と継続的改善に向け、特にAIの活用の在り方について、2027年度のテキスト改定を見据えて検討を進めた。

導入教育授業科目の改善と質の向上に向け、「総合教養講座」の後継2科目（「教養としての日本近現代史」「教養としての政治経済」）と寄附講座「ファイナンスリテラシー」を引き続き確実に開講した。コース再編等を受け、共通教育と専門科目のバランスに配慮しながら、科目の改廃を行っている。

支援事業（教育の質）で、大学教育に必要な学修方法の習得等を目的とした「初年次教育」の実施が求められている。実施できている。

（学生を孤立させない方策の構築；障がいのある学生への支援制度の検証と改善）

学生の居場所作り、学生が所属感を感じやすい小コミュニティ形成に向け、学生支援センターを中心に取り組んでいる。「学問へのステップ」クラス編成を活用した友人作り・懇親企画への補助は、2025年度からの実施を決めていたが、後援会費予算やタイミングの関係で次年度に延期した。要支援学生を対象とした学生支援に関する継続的な意向調査により、制度のメンテナンスを進めている。

入学手続き完了者（入学予定者）に対して配付する「入学前ガイダンス資料」は、検証と改善を繰り返しており、完成度は高まっている。入学予定者が入学前に、大学生としてのレディネスを高め、入学後の早期適応に寄与していると評価できる。

（学生支援センター・室の機能の検証と改善）

学生対応・支援に関わる複数部署（学生支援センター長、学生支援室長、高大接続教育センター修学部門、進路支援センター長、進路支援課、学務課、保健室、学生支援室）が参加し、各部署における現状の共有及び学生対応に関する情報交換を10月に実施した。年度末にも2回目の情報共有会を実施し、年度を通じた支援状況の検証を行っている。

支援者（教職員）への支援体制の強化のために、「学生支援ハンドブック」の改訂作業を進めた。教職員対象のアンケート結果をもとに内容の見直しと改訂作業を進め、令和8年3月に新版を発行する。精神疾患・発達障害に関する啓発活動については、外部団体が主催する研修会・情報提供について学内へ周知を行い、必要に応じて教職員対象の研修実施に向けた案内や情報発信を適宜行った。

予防支援の充実のために、「心とからだの相談会」を、検証・改善を行いながら継続的に実施している。比較的健康な学生を対象とした心理適応を図る心理教育としては、デートDV講座の開催や、学生同士が交流できるクリスマスリース作りイベント等を実施し、心理的適応の促進と学内コミュニティ形成を図った。

（学修困難者（学習力不足や学習意欲の低下）への支援体制の構築）

高大接続教育センターは学生支援センターと連携しながら、集団的指導体制を充実させ、グレーゾーン学生の支援を確実にしている。2024年度に導入を決めた「修学支援を目的とした進級制度」については、2025年度入学生から適用を開始し、初期点検を行い、運用上の課題を整理して必要な修正を実施した。

父母等との面談を含む連携システムの構築は2023年度までにほぼ完了している。後期の単位取得状況確認、新年度に向けた学修意欲の醸成、指導教員及び保護者等との協力体制の構築を確実に実施している。学生支援センターとの連携も教員の配置により円滑に進んでいる。

（大職接続教育の研究と構築）

大職接続教育の研究のため、卒後3年目の卒業生を対象とした卒業生調査及び就職先企業等調査を継続して実施し、IR報告書にまとめている。

（学生ピアサポート制度の改善と積極的活用の推進）

学生支援センターで、学生サポーター制度の有償化（妥当との結論を得ている）の具体化に向け、他大学の事例を参考に、登録から活動までの流れ、サポート活動の基本時間、謝礼方法（クオカード）、申込書・実施報告書の様式等を整理した資料を作成している。

ピアグループ活動の検証と充実化に向け、ランチグループの開催、霧島での学外研修（11月29日）、クリスマスリース制作（12月10日）等、学生同士の交流の場の確保に向けた取組を継続的に実施している。

支援事業で、個々の学生の希望や学修の進捗を踏まえ、「ディプロマ・ポリシー」に定められた学修目標の達成を念頭に、個人としての目標の設定や達成状況の確認を促し、自分の将来を見据えられるきめ細かな履修指導や学修支援、学生支援等を通じて入学時から卒業時まで継続した取組（アカデミック・アドバイジング）を行う体制の整備が問われている（2025年度新規設問）。高大接続教育センター修学部門の業務と「学問へのステップ」及び担任制度により対応できている。

② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

（TA・SA制度の点検と改善；教育諸制度の点検と継続的改善）

TA・SA制度の点検と改善の中で、2025年度は、規格外（無償）のSA配置状況について調査を実施したが、該当教員はいなかった。外国語科目（日本語・日本事情）で交換留学経験者をSAとして採用し、留学生及び交換留学経験者の活躍推進を図っている。

院生TA制度は、安定的に運用されており、TA研修会も確実に実施されている。

要支援学生に対する学生サポーター制度は、学生支援センターによる要支援学生へのアンケート調査の実施や他学の制度視察など、継続的なメンテナンスを行う体制が整っている。

支援事業で、教育研究活動への学生の参画を促す仕組みとして、学生をTA・SAなどの教育サポートスタッフとして活用するため、その業務内容や大学等の教育研究における役割等を明文化するとともに、研修やマニュアルの整備等を行っていることが求められている。TA規程やマニュアル類の整備を含め、確実にしている。

支援事業で、ICTを利活用した教育実現のための技術支援・教育支援を行う体制整備が求められている。2023年度に学長裁定で、情報基盤センターが教職員に対する技術支援・教育支援を行うことを示した。2024年度には、情基セに2024からインフラ部門と教育部門を設け、実態としては体制強化を図っているが、規程上の整備（目的の修正、部門の明記、技術支援・教育支援の追記等）が未完である。また、教職員に対する周知に課題が残っている。

2-3. キャリア支援

① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（進路支援体制の検証と改善）

学生情報の共有と活用強化のためのDX化を進める中で、2025年度より学生の就職情報を外部サイト（キャリアタスUC）を活用し、管理する体制とした。加えて、教員と進路支援担当者との情報共有の強化のために、教授会やメール等を通じて、学生の進路状況を教員と共有することを積極的に行った（2-2-①）。

大学院志望の学部学生への支援強化のために、大学院授業公開、院生による相談会、大学院説明会、心理学基礎講座等、確実に実施している。心理学基礎講座は、臨床心理学特論Ⅰの授業とリンクさせて内容を改善した（2-2-①）。

大学院生に対する支援は、マナーアップ講座を2025年度も年3回実施した（4月「就活スタートアップ講座」、5月「働く上での決まりやルール」、6月「実習・就活前に身に着きたいマナー」）（2-2-①）。

進路支援センターと資格センターの更なる連携・調整の強化に向け、両センター共催で、2025年度は8月「集団討論対策講座（自治体向け）」、10月「内定者パネルディスカッション

（公務員）」、1月「公務員直前対策講座」、3月「集団討論対策講座（公務員向け）」を実施した（2-2-①）。

進路支援領域での同窓会・同窓会役員との連携強化については、現時点では取組の糸口が見いだせていないため、取組一時停止が妥当と判断している（2-2-①）。

・**キャリア教育に係る情報共有体制の改善**：キャリア形成科目情報の進路支援センターへの共有方法・内容の改善については、担当者間での情報共有を引き続き図っている。

・**インターンシップ制度の継続的改善**：インターンシップ制度の改善に向け、マッチング精度の向上と適切な進路指導につなげる取組を継続している。「正規のインターンシップ（タイプ3）」は参加者・受入先企業が非常に少ない現状を踏まえ、授業科目の「インターンシップ」では「課題解決型インターンシップ」を実施することとし、協力企業の開拓を進めている。

・**国家資格教育の検証と改善；研究科との接続性に配慮した学士課程教育**：研究科との接続性に配慮した学士課程教育のために、臨床心理学特論Ⅰと学部の心理学基礎講座の有機的なつながりを強化し、院生のTA活動として位置づけた（3-2-③）。

・**進路支援プログラムの改善**：進路支援プログラムの継続的な内容改善に向け、就職活動の早期化に対応するためにインターンシップ等のプログラムは前期に、試験対策等のプログラムは後期に実施した。参加を促す対策として、学内プロモーションを動画化した。また周知内容に強弱をつけ、必ず参加してほしいプログラムへの参加を促した（2-3-①）。

・**資格試験対策教育の質的向上**：資格教育については、資格センターが確実にPDCAサイクルを実行しながら、選択と集中による支援体制を充実させている。2025年度は、前年度の各種調査結果の有効活用により、受講者アンケート結果に基づき内容を修正した。

公務員講座は合格者との面談・ヒアリングを実施して合格ノウハウの集約を行い、大学全体での情報の共有化を進めた。TOEIC講座については初回受講者の増加を確認した（3-2-③）。

資格ならびに公務員講座に関する教職員連携体制の強化に向け、教授会での資格取得状況の報告を継続している。資格センターと進路支援課との情報共有化体制の強化に関しては、両部署の部屋の統合を計画したが、他の設備計画が優先となり先送りとなった。資格センター取扱い資格等については、教授会での情報発信を継続して実施している（2-2-①）。

支援事業で、企業等と連携した多様な背景を持った学生の学修継続や卒業後の活躍推進を目的とした修学支援などの取組が求められている。企業等との連携強化を念頭に、「地域特待制度」を利用する学生の学修の充実化を図るため、中小企業家同友会と当該趣旨の取組に関する覚書を取り交わしている（第4次計画との対応なし）。

支援事業で、学部・学科・研究科等において企業等と協定等に基づき2週間以上の（長期の）インターンシップ科目を必修科目として開講し、その実績があることが求められている。共通キャリア選択科目に「インターンシップ（長期）」が、法ビ必修科目に「法ビジネス基礎演習」があるが、「必修で長期」科目は設定できていない（第4次計画との対応なし）。

社会的動向を踏まえつつ、キャリア形成の観点からは、適切な進路指導につながる、インターンシップ制度の継続的改善が必要である。特に支援事業との関連では、安定的な長期インターンシップの機会を確保する制度構築が必要である。

2-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

（学生支援関連の諸制度（特待生、奨学生等）の点検と整備）

2025 年度末時点で 6 つの特待生制度（学業特待，グローバル特待，IT 特待，成績上位特待，技能特待，地域特待）を運用している。2023 年度は AP 改正を行い，入学時特待（地域特待）と連動した入試枠（学校推薦型選抜Ⅱ期〔地域枠制〕）を新設した。これに呼応させる形で，離島部出身の学生同士の相互交流促進を企図した学生グループを立ち上げ，ピアサポート体制の強化を図る取組を実現させた。2024 年度は推薦系入試（年内入試）の特待制度強化を念頭に，高等学校での学びの成果を評価するグローバル特待と IT 特待を新たに導入した。ルールに従い確実に実施している。

特待生制度の継続審査の厳格化が，学修状況の改善に与える効果は，今後もモニタリングする。2024 年度は特待継続審査基準を実効性の向上に向け検証し，改善した。大学院の特待生資格継続審査基準は規程に反映させており，2023 年度より実質化し，運用は安定している。

（サークル活動及び学友会の教育上の位置付けの再検討）

学生の課外活動に対する支援の適切性を評価する観点から，指定サークルの自律的運営体制の整備に向け，指定サークル監督者会議を引き続き実施した。2024 年度に UNIVAS に加盟し，育成，研修，就職支援等，指定サークル学生への支援や問題等防止等への活用が期待できる。2025 年度は，スポーツ・スチューデント・センター（SSC）制度に係るガイドライン認証を受けた。

特待継続審査基準を改定し，学業・素行面での改善が期待できる体制となった。

陸上競技部の出雲駅伝出場に際しては，応援プロジェクトを企画し，寄付事業や教職員の応援ツアー・補助を円滑に実施した。

学友会については，学生数の増加と「学問へのステップ」との連携・協力により，課題であった学友会本部役員会・银杏祭実行委員会の成り手不足が大きく改善した。

2-5. 学修環境の整備

① 校地，校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

学園の計画に従った ICT 機器の更新や整備に向け，2025 年度はコンピュータ室 PC（181 台）への Windows10 セキュリティ更新（ESU）プログラムのインストールを完了した。コンピュータ室プロジェクター（3 台）の更新は完了している。学習管理システム（Moodle）は Moodle4 へのバージョンアップを行い，利用マニュアルを作成した。2027 年度以降の BYOD 導入の方法等について検討中であり，これを受けて，コンピュータ室 PC の更新計画を策定する。コンピュータ教室の機材及びソフトウェア等の更新については，当初計画より 2 年先延ばしされているが，法人の財務状況を踏まえつつ法人本部と協議しながら計画を進めている。

ICT 機器やネットワーク回線の不具合等に機動的に対応している。Wi-Fi 環境に関するアンケート結果を受け，体育館・武道場・研究室は基盤センター用の機器を仮設し改善が見られた。図書館，大中講義室等は，既設機器のアップデート及び新規 Wi-Fi 機器増設の可能性について検討中である。情報基盤センター業務の複数委員による管理運用体制への移行は，引き続き課題となっている。

学生生活を支援する開放型スペースの創出や「合理的配慮」を踏まえた学習環境，体系的な植樹や造園等の整備に向け，アメニティ調査改革チームを中心に検討・協議等を継続して

いる。予算が伴う取組であり、地道な進捗ではあるが、2025年度は一部で、修繕・改善が図られた（2-5-③）。

② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館には、ラーニングコモンズやグループ学習室、自習室が整備され、講義や演習などで有効に活用されている。各種の図書館利用促進策（読書マラソン、本の福袋、企画展示等）を実施し、効果の検証を行いながら、企画を継続している。2025年度の利用状況は、学生1人当たり年間入館回数が感染症拡大前の水準から大きく減少し、引き続き減少傾向が続いている。学生1人当たりの年間貸出冊数及び年間貸出回数は、減少傾向が続いており、ここ数年は感染症拡大前の水準を下回っている。

心理相談センター及び発達支援センターは有効に機能し、実験室も活用されている。研究科の研究活動における両センター利用に関するルール及び大学院授業における検査技術試験の運用についても、整備済みである。2025年度は、検査技能試験における検査の変更（知能検査の変更）を含む臨床技術実技試験内容の改訂を進めた（4-4-①）。

③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

自動ドアやバリアフリー対応トイレの敷設などはできている。利便性の向上に向け、アメニティ調査改革チームを中心に検討・協議等を行い、経年劣化等で修繕の必要な部分の洗い出しを行い、大学改革推進会議で共有している。

④ 授業を行う学生数の適切な管理

40周年記念ホールの完成を受け、教室保有体制が大きく改善されている。

教室等の利用効率のモニタリングを継続している。時間割WGは、IR分析等を注視しながら効率的教室利用（教育効果の向上と適切なクラスサイズの管理）に向けた調整（時間割変更と教室移動等）を制度化し、年度末に確実にを行っている。2024年度は教室収容率を100%に戻している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望等の把握は、多チャンネル方式を維持することにより、できていると評価する。意見・要望の分析、検討、活用もできている。学生意見交換の促進とその反映に向け、懇談会等で回収した学生の意見・要望は全件を検討し、可能な事項は迅速に対応し、対応方針を丁寧に説明している。あわせて、学生に対し、評価・意見・要望の表明の重要性を機会（各種オリエンテーションやキャリア形成科目群等）を捉えて、伝えている（2-6-②、2-6-③）。

② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生支援センターは、合理的配慮制度のモニタリングと必要に応じた改善のために、要支援学生を対象に意向調査を継続的に実施している。2025年度は、合理的配慮としての遠隔授業実施に向け、具体案を作成し、学内手続きを進めた。

③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各種学生アンケート等に基づき、学生の意見・要望等を把握し、適切に活用、対応していると評価する。

支援事業では、教育研究活動に学生の参画を促す仕組み、特に大学の意思決定に学生が参画する機会を設けているかが求められている。毎年、学生代表（学友会代表）と大学執行部

との意見交換会を実施しており、改善に活用する仕組みができている。学生意見が反映された事例は記録しておく必要がある。

3-1. 単位認定，卒業認定，修了認定

① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

DP を軸にした教育課程の組織的・体系的編成と継続的改善に向け、科目が担う DP の点検は継続的に実施している。加えて、志學館大学スタンダードを用いて、DP の達成度（学修到達度）を分析するスキームを採用し、DP 及び科目が担う DP 点検の基礎を構築している。

毎年、期末データで学習到達度の検証を行い、IR 報告書にまとめている。編成会議で新科目への DP 割り振りは確実に実施している。現行科目への DP 割り振りの点検は未達だが当面は現行を維持する。

学習支援ポータル（以下、「ユニパ」という。）上の成績確認画面で、DP の達成度をリアルタイムでモニタリングできる仕組みを導入した。学期初めオリエンテーション等、機会を捉え、学生への周知も進めている。これにより、学修成果の可視化及び現状のフィードバック、さらには学生に対する DP 周知についても一定の改善があったと評価する（3-3-②）。

大学院では、大学院 DP 及び CP と教育課程の整合性・体系性の改善を進め、DP を踏まえた CP に確実に沿った、知識（講義）と技能（実習）の高次バランス化を図っている。公認心理師国家試験スケジュール変更を踏まえ、学事暦の前倒しを含め、講義は国家試験出題基準の内容をより意識したものにし、実習は公認心理師法細則で求められている時間数に収まるよう、継続的に調整している。大学院 ASP の策定は引き続き課題である（3-2-①）。

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の策定と周知

2022 年度に学生の履修行動を分析し、共通教育・専門教育の卒業要件単位の改正を行った。この新カリキュラムは 2023 年度入学生から適用された。新しい卒業認定基準が学生の履修行動に与える影響等の経時的モニタリングは、DP 達成度調査で行っている。特に保健体育教職課程の導入に伴う心理臨床学科の 2026 カリキュラムのモニタリングは今後必要となる（3-1-③，3-3-②）。

単位認定制度の検証と実質化を進めるため、科目ごとの成績分布状況の取りまとめを確実に継続し、一覧化して教授会で共有している。各科目シラバスの到達目標は、DP 達成を意識して不断に見直すことを指示している（3-1-③）。また科目担当教員によって設定されている成績評価基準が DP を踏まえているかについては努力義務レベルに留まり、組織的な検証は進んでいない。

研究科では、2022 年度に修士論文判定基準を明確化し、副査制度を実質化した。加えて院学則改正に伴い単位認定基準を整理した。実習評価制度（実習単位認定）を整えている（3-1-③）。2025 年度は、臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）10 単位を、臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅰ）（必修 6 単位）と心理実践実習Ⅱ（選択 4 単位）に分割するなど、実習体制の再検討を進めた。

シラバス記入内容・様式の継続的改善に向け、2025 年度は生成 AI の利活用に関する記載欄を追加し、あわせてシラバス作成手引きを改訂した（3-2-③）。

支援事業では、教育の質保証に向けたシラバスの確実化が求められているが、シラバス作成要領のアップデート等は学務委員会が、記載内容のチェックはシラバス点検委員会が、それぞれ確実に行っている（3-1-③）。

③ 単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の厳格な適用

卒業認定基準，修了認定基準は，学部，研究科ともに，共通の基準により厳正に運用されている。基準は学生便覧に明記し，学生に周知している。

単位の実質化に向け，CAP 制度については 2024 年度に他大学事例等を調査した上で現状は認の方針を固めており，引き続き厳格な運用を進めている（3-1-②，3-2-③）。

ボランティア活動単位認定制度は，課題が多く，2024 年度をもって設置を見送る方針を確認している（3-1-②）。

学修時間の確保（授業外学修の推進）のための取組の成果は十分ではない。シラバスに事前事後学習について明記しているが，目立った増加が見られないため，教員の学生への伝え方や課題の設定の仕方について，シラバス作成依頼時に強調している。（3-1-②）。

支援事業で，CAP 制を設定し，その上限を学生の成績状況に合わせて，緩和あるいは厳格化させる制度の設置が問われている。制度を設けている。

支援事業で，GPA 制度の導入及び活用が求められている。特に進級判定，または卒業判定への GPA 活用が課題であったが，2024 年度に「志學館大学修学支援を目的とした進級制度に関する規程」を整備し，2025 年度入学生から適用している。

支援事業（教育の質）で，GPA 制度を導入し，進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として用いて，加えて GPA を学生自身の学修成果把握のために活用しているかが問われている。活用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

運営会議を中心に三つのポリシーのメンテナンスを行う中で，CP の点検保守を確実にを行っている。教育プログラムの追加・変更に伴う改正も都度実施している。また編成会議は，新カリキュラム審議の際に，CP との整合性の検証も確実にを行っている。周知方法にはなお改善が必要である。

② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

2021 年度卒業生を対象に実施した卒業時アンケート（DP 獲得実感）や教養教育に関する分析に基づき，共通教育と専門教育の連続性，現代的な教養教育の充実に力点を置く新カリキュラムを，2023 年度入学生からスタートした（3-2-③）。2024 年度卒業生に対する卒業時アンケートは確実に実施し，IR 報告書にまとめ，DP 達成度と 2018 カリを検証した（3-3-②）。

③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

心理臨床学科の教育体制については，保健体育教職課程認定を受け，2026 年度から開設する。スポーツ健康科学コース及び精神保健・社会福祉コース（2026 年度より PSW コースに SW を追加して改編）の DP を念頭においた新カリキュラム 2026 の確実な実施と検証を進める（1-2-⑤，2-1-③）。

人間文化学科の教育体制については，2025 年度に韓国・中国言語文化（KC）コースを設置済みで，KC コース DP を念頭においた新カリキュラム 2025 のうち 2025 開講科目を確実に開講した（1-2-⑤，2-1-③）。

法ビジネス学科の魅力化を念頭に，2025 年度の同学科のコース分離結果は，総合 42 名，ビジネスキャリア 16 名，デジタルマネジメント 7 名となった。学科として継続的に動向をモニタリングする。BYOD の方向性については次年度での検討を待つ（1-2-⑤，2-1-③）。

法律学科の魅力化策として、難関資格に対応した教育プログラム（法律職養成プログラム）の充実を進めた。2026 年度参加希望学生 4 名を予定しており、本年度中の鹿児島県弁護士会との連携協定締結に向けた準備を進めている（1-2-⑤、2-1-③）。

国家資格教育の検証と改善を進める中で、公認心理師課程の改善に向け、心理臨床実践コースの学生を対象に個別相談会及び心理学基礎講座を実施した。なお、大学院進学せず実務経験により資格取得を目指す学生に対する支援については、国が指定する該当実習施設が全国で 9 カ所とごく限られており、当該道筋は現実的ではないため、取組を一時停止している。外部環境の変化（実習施設増加等）があれば再開する。

精神保健福祉士課程については、2026 年度より「精神保健・社会福祉コース」として開始されており、SW（社会福祉士）課程の申請は当然に完了している。PSW 資格取得過程の分析・検証は継続し、卒業生への追跡調査は 2026 年度以降に実施を予定している。

教職課程では、2023 年度に教職課程の自己点検・評価を実施し、外部評価に基づく改善点の把握を行った。特に ICT を利活用できる教員の養成が喫緊の課題であることを確認した。2025 年度は全私教や九教協による外部評価はまだ実施されていない。外部評価機関側の動向を引き続き注視する。中高保健体育教職課程が認可された。保健体育教職課程関連備品や施設設備等の関係予算については学務課で予算化することとした（6-2-①）。

研究科では、臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱを国試対策の授業として実施している。修士 2 年生には後期の TA 負担を軽減し、修論中間発表の日程を前倒しした。さらに修士論文題目届を制度化した。ASP 検討の着手は引き続き課題である。令和 8 年度入学者に対しては、入学前課題として国家試験の過去問を課す。

支援事業で、教育の質向上のために、実務家教員に、教育課程編成への参画、大学教員として必要となる教授法等に関する FD 等を受講させること等が求められている。問題なく実施できている。

支援事業で、（ア）入学後に主専攻分野を決定する仕組み（レイトスペシャライゼーション等）の導入、（イ）主専攻分野以外の分野の課程を体系的に履修することができるような仕組み（主専攻・副専攻制等）の導入、（ウ）学部・学科の転換を弾力化する仕組みの導入が求められている。このうち本学は（ア）については支援事業の要件を満たさないため不適だが、後者 2 つは問題なく導入できている。

支援事業で、外国語のみによる授業科目を開講し、当該授業科目のみの履修で卒業することが出来るかが問われている。2024 年度新設の設問であるが、本学は該当していない。

支援事業（教育の質）で、履修系統図の作成等とこれらの活用を含む教育課程編成の改善が求められている。問題なく実施できている。

④ 教養教育の実施

教養教育の充実には 2023 年度導入の新カリキュラムを特徴づける大きな柱である。新カリキュラムでは、卒業要件単位数の割り振りを見直し、共通教育科目の要卒単位数を 2 単位増やすと同時に、共通教育科目及び専門科目を問わず要卒単位に算入できる単位区分を確保した。これにより、共通教育と専門教育間の連続性が一層担保され、学生の学びの自由度は大きく高まった。

（全学横断・縦断型教育プログラム（文理融合型プログラム）の推進）

2 つの全学横断・縦断型教育プログラム（文理融合型プログラム：ESD プログラム、Society 5.0 基礎プログラム）を確実に実施している。修了証発行制度も整えている。両プログラムとも継続的な実施を見据え、検証作業を踏まえたブラッシュアップ、メンテナンスが

今後必要であり、その体制化が課題である。寄附講座「ファイナンシャルリテラシー（FL）」を全学共通基礎科目として開講し、「文系学生のためのDX入門」を2025年度より開講した。なおSociety 5.0基礎プログラムは2024年8月付けで国の認定制度（MDASH）を取得しており、年度ごとの点検評価作業を継続して遂行する。

（数理・データサイエンス・AI教育の充実）

数理・データサイエンス・AI教育の充実に向け、2025年度は「文系学生のためのDX入門」、法学部専門科目「DX社会論」「デジタルマネジメント論」を開講した。授業の深化・充実のために、講師派遣の依頼を含め、鹿児島県情報サービス産業協会（KISA）との連携強化を図っている。

ICT教育の推進に向け、情報基盤センター教育部門がKISA等との連携を始めとして、ICT活用に係る外部セミナー・講演会等の情報を収集し、学内共有を行うことで、ICT活用推進に向けた情報提供を継続している。

支援事業で、数理・データサイエンス（統計学、数学、コンピュータサイエンス等）・AIに関する授業科目の開講が問われている。必修科目として開講している。

支援事業で、企業等の実データ等を用いて組織の課題解決に資するデータ分析などの実践的なデータサイエンス教育を行う数理・データサイエンス・AIに関する授業科目の開講が問われている。開講している。

⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（アクティブ・ラーニングのコンセンサス醸成と推進）

学修時間確保を含めた能動的学修（アクティブ・ラーニング（以下、「AL」という。））の推進とこれに向けたコンセンサス醸成のために、授業評価の個票配付やIR報告書等で啓発、動機づけを図っている。2025年度は、全教職員参加のFD・SD研修会におけるナイスティーチャー講演等によって、ALの実践例の紹介を行った。シラバスに事前事後学習について明記しているが、学修時間確保に向けた新規取組はない点が課題である。

（授業評価の実質化と活用）

授業評価の効率的・効果的活用の推進に向け、授業評価の公表方法を検証し、学生が閲覧できる内容を確認した。また授業評価の対象科目を見直し、集中講義を含め原則全科目とした（3-3-②）。

（精神保健福祉士課程の改善）

精神保健福祉士課程の改善に向け、PSW資格取得過程の分析・検証を継続している。卒業生への追跡調査は2026年度以降に実施を予定している。新たに社会福祉士（SW）課程の申請を完了し、2026年度から「精神保健・社会福祉コース」として課程を開始している。

（教職課程における学生のICT活用指導力強化）

教職課程では、ICT関連新科目開設義務化に伴う施設・設備面での対応が必要である。2025年度は、借用ノートパソコンを学務課が管理し教職履修生に貸し出す体制とした。購入した電子教科書を教職課程等の講義で活用し、小中高の授業に活用できるアプリも導入した（2-3-①、2-5-①）。

支援事業で、AL導入科目の開講率（70%以上）が問われているが、求められている基準は十分に満たしている（2025年度78%、2024年度74.3%、2023年度75.3%）。

支援事業で、ICTを活用した質の高い教育を実現するための全学的な計画が求められている。第4次経営計画マニュアルに当該計画は示している。また「S-MANAB」の趣意書に対応もある。しかしながら時代の変化を受け、今後（1）ICTの環境の整備、（2）技術支援・教育支

援体制の整備，(3) セキュリティへの対応の3点を含む，ICT 利活用に関する全学的な計画を新設も含め，見直しを行った方がよい。

支援事業（教育の質）で，学生による授業評価の結果を用いて，授業の改善を図るための制度的取組の実施が求められている。「ナイスティーチャー制度」を導入している。

支援事業で，ICT を活用した双方向型授業や自主学習支援の実施が問われている。ムードル（自主学修支援），ディスコード（双方向型授業）を使用した個別授業がある。シラバスに明示している。

支援事業で，オープンな教育リソースについて活用が求められている。「進路指導の理論と方法」等で他大学オープンリソースを教材として利用している。シラバスに明記している。

3-3. 学修成果の点検・評価

① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

教育研究上の目的及び三つのポリシーの整合性・有効性についての検証と改善のために，過年度卒業生及び就職先企業等からの意見聴取アンケートを実施し，IR 報告書にまとめ，逐次検証しながら，資料を蓄積している（5-1-②）。

（学習成果の可視化と ASP の検討と改善）

3-1-①で述べた通り，志學館大学スタンダード（STD）に従った学修達成度を分析し，継続的に IR 報告書を作成している。2023 年度及び 2024 年度は年度末データを使用した。以後，継続する。2024 年度は STD を検証し，改善を完了した。また志學館大学アセスメントポリシー（ASP）を検証し，一部見直しを行った。

（ディプロマサプリメントの改善）

ディプロマ・サプリメント（DS）の点検と充実の一環として，2025 年度は DS 制度の敷衍と記載プログラムについて，学生への周知を機会を捉えて強化している。

DS を必要時に発行（受領）できるように規程の改正は完了している。ESD プログラムや Society5.0 基礎プログラムをはじめとして，単位修得以外の活動等の DS 記載情報の収集システムの整備に課題があったが，新コース・新科目設置に合わせて，DS の各プログラムの科目等配置を改善している。

（FK テストの質の改善・向上）

FK テストの内容と設問構造の検証と改善への取組は継続している。回次により得点分布が大きく異なる問題点が改善されているかは今後検証する必要がある（2-2-①）。

支援事業で，学生の課程全体を通じた成長実感や満足度等について測定するため，卒業時のアンケート調査等の実施と結果の公表が求められている。加えてその結果を大学の教育活動の見直しに活用しているかが問われている。先述の通り，確実に実施しており，検証と改善に活用している。結果を受け，DP の改正につなげた事例もある。

支援事業で，学生の学修成果の可視化や学修等の動機付けのために，単位認定，学位授与，卒業判定とは別に，（指定された方法のいずれかで）学生の学修成果の把握を行うとともに，その結果を大学等の教育活動の見直しに活用しているかが問われている。ユニパ上で DP 達成度をリアルタイムで確認できるようにし，学修ポートフォリオ機能を持たせている。このデータを抽出し，前段の通り，DP 達成度について検証し，IR 報告書にまとめ，見直しに活用している。

支援事業で，ディプロマサプリメントなど各学生が修得した知識や能力等を明らかにするための取組を実施しているか，加えて学修成果に関する情報について，企業等と意見交換を

実施し、その結果を反映しているかが問われている。DS 制度があり、卒業時に発行している。鹿児島銀行との意見交換会については、定期的な実施を約束しており、2025 年度は書面で実施した。就職先企業等調査も実施し、社会が求める人材ニーズと DP の整合性の検証を行い、IR 報告書にまとめている（5-1-②）。

支援事業（教育の質）で、学生の大学等での学修内容や経験、大学等教育を通じて身に付いた知識・能力、大学等での学びに関する意識等について（ア授業の状況、イ大学等での経験とその有用さ、ウ知識や能力の獲得状況、エ学び全体の振り返り、オ平均的な1週間の生活時間）、学生に対して調査を実施し、調査結果を公表しているかが問われている（2025 年度新設）。全国学生調査に参加し、文部科学省による結果の公表に同意することで、アからオの全ての内容を含む調査の実施及び結果の公表に対応している。

② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業評価は毎学期行っており、フィードバック制度は 2017 年前期に整備し、評価はユニバ上で行われている。

（教育研究上の目的及び三つのポリシーの整合性・有効性についての検証と改善については 5-1-②で、DP を軸にした教育課程の組織的・体系的編成と継続的改善は 3-2-②で、卒業等認定制度の検証と実質化は 3-1-②で、それぞれ記載している。）

支援事業で、学修歴証明のデジタル化が求められている。2023 年度にデジタルバッジ制度を導入し、2024 年度に発行制度を整えた。ただし成績証明書のデジタル化（紙媒体の証明書をパスワードロック化した PDF 不可という 2024 年度の要件追加もあり）には見込みが立っていない。

4-1. 教学マネジメントの機能性

① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮（大学運営会議とセンター、委員会等の報告・連絡等体制の確立）

2022 年度に大学管理運営の確実化に向けた体制整備のために、大学運営会議とセンター、委員会等の報告・連絡等体制の確立を企図し、拡大改革推進会議を常設化した。2023 年度は学長のリーダーシップのもと、名称を改革推進会議に改め、更なる制度検証を行い、一層の実質化と有効的活用に向けた改善を図った。2025 年度も年度計画に沿って改革推進会議を確実に実施しており、実質化と有効活用化が進んでいる。各部署による検証報告など、PDCA の「C」が機能している。

2024 年度に、高大接続教育センター業務を「学修支援」「共通教育メンテナンス」「高大連携」の 3 部門に切り分け、緩やかな独立業務体制の構築によるセンター機能強化と効率化を推進した。

（大学院の教学マネジメント体制の点検と整備）

大学院では、研究科長直下の WG 制度は継続した上で、研究科教務委員会を設置している。研究科の安定的運営に寄与していると評価する。2023 年度は、研究科実習 WG を実習担当者体制に移行させるための各所各種調整、準備を行った。2024 年度は研究科教務委員会と各 WG の機能との関係を検証し、実習リーダー MTG において実習委員会の可能性を検討した。2025 年度は、実習委員会の設置の可能性を検討したが、現状の体制（学内外グループとそれを統括する実習リーダーズミーティング）で運営していくこととし、オーソライズする会議体としては教務委員会が担う形で整理した。

大学運営会議と研究科委員会間の報告・連絡等体制については、研究科委員会での議決事項を大学運営会議で審議する体制が定着しており、所期の目的を達したため、独立した取組としては完了とした。

② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

(学部・研究科のオートノミーの構築)

学部・研究科のオートノミーの構築、あるいは教育の質保証に向けた学部・研究科の責任・権限の明確化という観点からは、例えば、人間文化学科及び法ビジネス学科の新コース設置や心理臨床学科の保健体育教職課程申請にあつては、理念・ビジョンからその実際の、現実的具現化に係り、学長と学部長、学部と学科、さらにはその構成メンバーへと、責任と権限を適切に明確化しながら、縦横の効率的な往還によって、短期間で成果を得ている。これは、学長あるいは大学（学園）執行部のビジョンが、成員間のコンセンサスを得ながら高次に結実した好例であり、本学の教学マネジメント体制は、学長及び学部長のリーダーシップのもと、適切に機能していると評価する。

大学管理運営の確実化に向け、教員エフォート把握のための学部長による教員業務点検制度の実質化が課題であった。2024 年度冒頭に、学長主導で業績評価制度を見直し、規程（実施要領）の改定、手順の明確化等を進め、2023 年度分の業績評価（2024 年度実施）から適用している。2025 年度も確実に実施している。

新任教職員研修の検証と改善を進める中で、2025 年度は、新任教員には後期開始後の試用期間明けに面談を行い、管理運営や教育業務遂行への馴化を確認した。また後期開始前に新任者に対する学部長面談を行い、新任者が教育、学生指導、大学業務を適切に行っているかを確認した。

研究科では、既述の通り、WG 制度の整理と研究科委員会並びに研究科教務委員会での報告・審議体制により、学長から研究科長へと続くガバナンスのもと、カリキュラム編成や学事進行等の適正な管理が図られている。

③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務局組織の機能性の検証と効率化に向け、現行業務体制の検証と改善を進めている。学園全体の動きに配慮しながら、特に人的エフォート削減に向け、自動化等による効率性向上を図っている。2024 年度は学生数での事務負担割合の検証を行った。2025 年度は、他学実地調査を実施した。

4-2. 教員の配置・職能開発等

① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

転換可能な定員が生じたときを捉え、教員配置を検証し、教学活動の有効化を図り、同時に専門教育カリキュラムの改善・整理を確実に進めている。2023 年度は心理臨床学科新コースの設置及び教職課程の充実を視野に入れた教員確保を行い、また法ビジネス学科の魅力化と数理・データサイエンス・AI 教育の充実を見据えた教員配置に向けた道筋を付け、2024 年度に当該教員が着任している。教育プログラムの追加・変更や改組に対応した教員配置を適切に進めており、2025 年度は、教員業績評価に係る IR 分析をもとにした学科間のエフォート評価を基点に、現状のモニタリングを継続している。

時間割の適切な維持については、時間割 WG を中心に 2 月に来年度の時間割のメンテナンスを行った（固定研修日制度は 2023 年度に労務制度改正により廃止済み）。

支援事業で、外国人数員等の割合 10%以上が求められている。2025 年度は 8%（2024 年度は 6.8%）となっている。

支援事業で、授業を担当する専任教員等に対し、ティーチング・ポートフォリオ（TP）作成制度の導入とこれを教育改善または教員等の教育業績の評価に活用する仕組みがあることが求められている。教員業績評価の自己省察欄が TP 機能を有しており、教育改善に活用する仕組みがある。

支援事業（教育の質）で、教員の教育面における評価制度の設置が問われている。教員業績評価申告制度があり、内容を昇任時資料として処遇している（4-2-②）。

② FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

ICT を活用した授業方法の研修の企画と実施に関し、2025 年度は第 2 回 FD・SD 研修会で「志學館大学における ICT 活用の現状と課題」を実施し、さらにコンソーシアム鹿児島加盟大学へのオンライン公開を行った。担当教員による ICT 教育の現状の報告と今後の課題について全教職員によるグループワークを行った（3-2-⑤、4-3-①）。

支援事業（教育の質）で、教員の教育力向上を図るため、FD 実施のための組織（委員会等）を設置するとともに、教育を行う専任教員等を対象として組織的かつ体系的に FD を実施していることが問われている。全ての専任教員が FD 活動に参加、従事している。

4-3. 職員の研修

① SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

SD 活動の充実も見据え、FD・SD 推進委員会を設置している。年間計画を定め、確実に実施しており、2025 年度は全教職員参加の FD・SD 研修会を 2 回実施した。今後、各取り組みの検証に加えて、大学独自（大学院運営に係る研修を含む）の SD 活動の充実が望まれる（3-2-⑤、4-2-②）。

新任教職員研修制度の実施と検証は確実にを行っている。年度末に当該年度新任者（新任者として 1 年経過した者）からの新任者研修に対するフィードバックを得て、これを次年度に活かす仕組みが定着している。2025 年度は、新任教員に対するサポート補強としてチューターによるフォローアップを継続するとともに、前期・後期で授業参観を実施した（3-2-⑤、4-2-②）。

支援事業（教育の質）で、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、専任教職員を対象として組織的かつ体系的に SD を実施しているかが問われている。全専任教職員が SD 活動に参加、従事している。

4-4. 研究支援

① 研究環境の整備と適切な運営・管理

2023 年度に研究環境・支援の充実に向け、両学部で研究推進委員会を組成し、学部特性に合わせた研究推進と研究倫理遵守を取組む両軸としながらも、臨機応変に両学部合同の会議体を持つなど、両学部間で機動的に連携していく体制に道筋が付いている。2024 年度は FD・SD 研修会で、科研費等の競争的資金を獲得した研究について報告が行われた。2025 年度は、第 1 回 FD・SD 研修会において、ナイスティーチャー講演に加え、競争的資金獲得研究の紹介及び「中学校における生成 AI 活用の現状と今後の課題」についての講演を行った。第 2 回 FD・SD 研修会では「志學館大学における ICT 活用の現状と課題」について研修を行った。

法学部では、教員の研究発表や資質教養向上に資するための「勉強会」を4回実施した。そのうち2回は、大学の研究や教育についての一般的なテーマを選定するなどして、他学部
の教員や事務局職員に参加を呼びかけた（学部間研究会の試みとして）。ただし、実際には他
学部からの参加者はいなかった。

② 研究倫理の確立と厳正な運用

公正な研究実施の検証体制の構築に向け、研究倫理審査制度の一部を学部研究推進委員会
の所掌にしている。人間関係学部では、公正な研究推進体制の整備は完了している。今後、
実働させながら検証等行う。研究倫理審査では予備審査制度を改善し、効率化を図ってい
る。

研究インテグリティの確保に向け、「志學館大学研究者及び研究支援者の行動規範」を改正
し、加えて新たに「研究インテグリティの確認及び情報開示要項」を定めている。2025年度
は、この具体的な運用方法の検討を継続した。

公正な研究のための啓発・研修活動は、コンプライアンス啓発活動として年間4回を目標
に継続的に取り組んでいる。学部は研究倫理啓発・研修を確実に実施している。

大学院では、研究倫理関係の規程類はできている。研究倫理審査関係は問題なくできてい
る。院生への啓発・研修活動は定例化して実施できている。2025年度は、人を対象とする研
究倫理委員会の予備審査を実施し、指導教員を通じた研究倫理教育を行っている。

③ 研究活動への資源の配分

教育研究費は確保されている。ただし研究活動は全学的には活発とは言えない。

学長裁量経費による研究奨励・支援は、2024年度に特定課題領域（DX推進（ICT教育）と
地域課題）が設定、焦点化された。2025年度に応募区分を見直し、①科研費等申請推進型、
②大学改革推進型（A. 学部学科連合教育型、B. ICT/DX教育推進型）の区分を設定し、これ
に基づく募集を行い、研究支援を確実にしている。

学会誌論文投稿費等に対する援助は、制度構築の前提となる教員業績評価（2024年度分）
を確実に実施し、これに伴い評価制度のメンテナンスも行った。制度の検討は継続的に必要
である。

競争的資金獲得に向け、運営会議とFD委員会、合同研修会における総務課からの説明の機
会等を設けた。また教授会では、時間をとり競争的資金の公募の案内をした（5-4-②）。

5-1. 経営の規律と誠実性

① 経営の規律と誠実性

コンプライアンス制度に則った校費等執行の厳正な管理等に向け、運営会議や教授会等の
機会を捉えた事案発表や学内掲示等による啓発キャンペーンを継続的に実施している。中間
点検以降、年度末まで周知・啓蒙を行った（5-5-①）。

ハラスメント防止体制の整備の観点から、運営会議や教授会等で、他学事例等をひき、適
宜、注意喚起・意識向上の呼びかけを継続している。コンプライアンスチェックシートを通
じた防止活動は確実に実施し、対応体制の見直しやアップデートも適宜行っている（5-1-
③）。

簿外会計の管理の適正化として、本年度も学内監査（年度末、期中）を行うとともに、学
園の内部監査を受審し、指摘を受けることはなかった。あわせて監査法人の実査も受け、問
題はなかった（5-5-①）。

② 使命・目的の実現への継続的努力

3-3-①で述べたとおり、大学の使命・目的、学部、学科の教育研究上の目的の実現に向け、過年度卒業生及び就職先企業等からの意見聴取を実施し、資料を蓄積している。三つのポリシーとの整合性の検証を行いながら、使命・目的の実現のために不断の努力が必要である（1-2-④、1-2-⑤、3-3-①、3-3-②）。

2023年度は既述の通り、教育研究上の目的から3Pの整合性について点検し、三つのポリシーを改正した。

2024年度は先述の通り、地元企業（鹿児島銀行人事部）との意見交換会を実施し、社会が求める人材ニーズとDPの整合性の検証を行った。

2025年度は、過年度卒業生意見聴取を継続的に実施し、分析を行ってIR報告書を作成した。卒後3年目を目処に卒業生に対する意見聴取の機会を設け、確実に実施している。就職先企業等からの意見聴取については、定期的な実施を約束している鹿児島銀行との意見交換会を、2025年度は書面で実施した。就職先企業等調査を実施し、社会が求める人材ニーズとDPの整合性の検証を行い、IR報告書にまとめた。

大学の使命・目的、学部、学科の教育研究上の目的と三つのポリシーの整合性の検証については、保健体育教職課程認定に係るカリキュラム改訂を基点に、三つのポリシーの整合性の検証を確実に実施した（1-2-④、1-2-⑤、3-3-①、3-3-②）。

5-4. 財務基盤と収支

① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学による人件費の基礎的管理については、学園本部の所管として集約しているため、設置校ごとの管理は不要としている（2023年度より本取組は終了）。

② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

4-4-③で記した競争的資金の獲得等に加え、寄附金額の増強に繋がる施策に取り組むなど、学生納付金以外の収入を安定的に確保できる体制を構築する必要がある。

5-5. 会計

① 会計処理の適正な実施

補助金研究費（競争的資金と学内配分）の不正使用対応要項等は整備している。コンプライアンス研修を実施している。

コンプライアンス制度に則った適正な予算執行体制の継続的改善に向け、サークル監督協議会にて会計の徹底等周知等を継続している。

学友会団体、後援会の帳簿点検、適正会計の啓蒙については、2025年度も、学内監査（年度末、期中）を行うとともに、学園の内部監査を受審し、指摘を受けることはなかった。あわせて監査法人の実査も受け、問題はなかった（5-1-①）。

6-1. 内部質保証の組織体制

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証制度の深化、特に内部質保証ポリシー実現に向けた自律化とエフォート軽減を一層進めるために、企画、実施、点検、改善のルーチン化・可視化に向けた制度点検が不断に必要である。新しい中長期計画は3つの点検・評価を基に作成したので、特に認証評価対応は含まれており、負担軽減につながっている。ただし、支援事業対応は、今後もある程度独立した活動が必要である。

支援事業（教育の質）で、学長を中心とした、全学的な教学マネジメントの体制を構築し、全学部等の取組について3つのポリシーを踏まえた適切性にかかる点検・評価の状況を活用していることが求められている。IR室を下に持つ運営会議がこれを満たしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

1-2-①でも記載したとおり、使命・目的及び教育目的を承けて策定された中長期計画の背景や意図について、教職員の共通理解を進めるために、第4次経営計画マニュアルを作成している。年度途中に各年度の中間点検を確実に実施した上で、年度末点検（自己点検評価報告書の作成）を行っている。点検評価結果は自己点検評価委員会で審議し、教授会で報告、共有している。報告書はHP等で公開している。

冒頭で述べたとおり、2024年度末で第4次中長期経営計画（6カ年計画）は折り返し時点を迎え、2025年度から第4次計画の下半期に入った。「3つの点検評価」の観点から2024年度分の自己点検評価が第4次計画の中間点検報告を兼ねている。2025年度は、この中間点検を踏まえ、「施策レベル」の見直しと新機軸の施策化を行い、経営計画の本体に盛り込んだ。2025年度の中間点検及び年度末点検は、この新経営計画をもとに実施した（1-2-①、1-2-③）。

支援事業で、学長を中心とした、全学的な教学マネジメントの体制において、教職員の業務内容を整理・点検した上で、大学全体レベル、学位プログラムレベルで大学教育の成果をアセスメントプランに則り点検・評価を実施しているかが問われている。遺漏なく実施している。

支援事業（教育の質）で、三つのポリシーを踏まえて、大学等の取組の適切性にかかる点検・評価（学外の参画を得ている）のサイクルを確立し、実施しているかが問われている。法定の認証評価は含まず、確実に実施している。

支援事業（教育の質）で、以下の情報の経年比較可能な数値データを公表しているかが問われている。（ア）学修時間又は学修実態、（イ）授業評価結果（授業アンケート集計結果等）、（ウ）学修成果（学生の学修成果を把握するためのアンケート調査や単位取得状況、学位取得状況、学内試験結果、外部の標準化されたテスト等）、（エ）卒業生の資格取得又は進路等にかかる実績（資格試験や国家試験の合格者数や合格率、語学資格試験実績、大学院進学率、起業者数等）、（オ）就職率である。すべて公表している。

② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IRは現在の活動度で維持する。定常化に向け、各種手順書の整備はほぼ完了し、アップデートしながら保持している。2025年度は、IR報告書のうち「2025前期／後期授業評価」をIR室員が分析し、報告書まで仕上げた。

教職員のIRリテラシー向上のため、IR室員に対する外部のIR研修情報の提供等を随時行った。

支援事業で、IR情報を活用し、教育課程の適切性の検証と教育改善を行うサイクルの運用が問われている。次項でも触れるとおり、質保証制度とPDCAサイクルは機能している。

支援事業で、IR機能強化に向けた取組の実施（IRの他大学等への普及に向けた取組や外部研修会での講師等）が求められている。支援事業が求める最も高い水準には未達であるが、所期の目的は概ね達しており、当面は現状維持が妥当であると評価する。

支援事業で、統計解析等や IR に関する知識を有し、学生に関する様々なデータの収集・分析を実施し、機関決定等に資する提案又は情報の提供を行うための専門職を配置するとともに、教学 IR を担当する組織・部局の概要（大学組織上の位置づけ等）及び教学 IR をきっかけとする教学改善の事例の紹介をホームページなどで情報公開しているかが問われている。対応できている。

支援事業（教育の質）で、IR 機能を整備し、点検・評価に活用しているかが問われている。問題はない。

6-3. 内部質保証の機能性

① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」で内部質保証のための大学全体の PDCA を定義している。大学運営会議による plan に各学部長及び研究科長が参加、do に学部、学科、研究科を含む各級組織が参画し、check には各種センター・委員会の長が参画する大学改革推進会議が当たること、大学全体から学部、学科、研究科及び各種センター等までを含む PDCA になるようにしている。これにより内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立は達成できていると評価する。

第4次計画の特徴の1つは、教育の質保証（教育の改善、質の向上）への注力にあるが、そのために今後特に、学部、研究科等の企画力を高め、PDCA のうち、現在主に大学運営会議が担っている plan プロセスへの、学部、研究科の参画度を高める必要がある。

第4次計画を踏まえた「3つの点検評価」ファイルの更新を確実にを行っている。大学改革推進会議を通じた中長期計画の中間点検、年度点検制度・体制は確立している（6-1-①）。

また、内部質保証の機能性の向上の観点からは、自己点検・評価の過程で確認された課題を、担当部署の個別対応にとどめず、大学全体の改善課題として共有し、次年度以降の計画、実施、点検に接続していくことが重要である。先述（1-2-②、2-1-①）の教育情報公表ページを含む大学 HP の掲載情報についても、各所管部署による分担管理を前提としつつも、掲載内容の正確性、更新状況及びアクセス性を定期的に確認する仕組みを早急に整える必要がある。

支援事業（教育の質）で、組織的に学生の学修時間及び学修行動を把握し、その結果を大学等の教育活動の見直しに活用しているかが問われている。学生生活調査を確実に実施し、IR 報告書にまとめ、運営会議で審議している。

※その他（中長期計画に対応がない事項）

支援事業で、学事暦の柔軟化として、「3学期制又は4学期制」あるいは「4月以外の学生受け入れを前提とした入学者選抜の実施」を実施しているかが問われている。実施していない。

支援事業で、他の大学等との高度な連携・統合等に向けた取組（共同教育課程又は連合大学院の設置、統合等による教育研究資源の集中と学部等設置、大学等連携推進法人への参加）の実施が問われている（2025年度新規設問）。本学では、現時点で該当する取組は実施していない。

その他（特記事項関係）

① 社会連携の推進

社会連携センター活動の検証と改善を進める中で、地域ニーズと学内シーズの把握による人的資源を可視化・発信する方策を検討し、公開講座「おとなの教養講座」を2023年度、2024年度に続いて2025年度も開催した。本学の学術シーズの地域発信に寄与している。

地域課題を意識した授業・活動を推進する中で、2023年度は「産官学連携DX推進シンポジウム」を実施した。2024年度は、県知事の特別授業や鹿児島市長の事業参加、キャリア教育ゼミのメディア露出等、特筆すべき取組が多数展開された。2025年度もこれらの流れを継承し、地域連携活動を継続している。

社会人学生受け入れ体制制度の検討（リカレント教育対応と合わせた検討）を掲げている。社会人学生受入制度の検討は進んでいない。学び直し・リカレント教育については今後大学改革の視点で、継続的な検討が必要である。

地域連携に関する効果的な広報によるプレゼンスの向上に向け、社会連携関連HPのデザインや構成の更新を図っている。2024年度に大学HP本体が更新され、随時不具合にパッチを当てる作業が進行中である。

地域と共に成長する教育の実質化に向け、学生の学びの機会創出に繋がる自治体等との連携事業は、新規事業も含め、確実に実施している。

社会連携活動による学修成果を把握していくために、2024年度は教員の社会連携活動の状況把握を行った。また公欠手続きの見直しによるボランティア公欠制度構築は滞っている。

履修証明プログラム及び教育訓練指定講座等の活性化に向け、2024年度は履修証明プログラムについては、社会連携センターから学務課へ管轄を変更した。また「登録日本語教員養成機関」及び「登録実践研修機関」登録に向け、準備を進めた。

連携機関との定期的情報交換の場の強化に向け、協定締結先と年度内の活動を通じて、個別の協議を確実に実施している。